

資 料 編

資料 - 1 地下水水質調查結果

新治地区 地下水調査採水地点および水質分析結果

現地測定項目

| 日時 | 大字名 | 採水時刻 | 水温 | pH値 | NO3 - N (ハットテスト) mg/L | 標高 m | 水位 (地表面から) m | 井戸がわ 高さ m | 井戸 水位 m | 井戸深さ m |
|----------|------|-------|------|------|-----------------------------|---------|--------------------|-----------------|---------------|-----------|
| | | | | | | | | | | |
| H17.12.1 | 大志戸 | 10:15 | 12.3 | 6.32 | 10 | 40.0 | - | - | - | - |
| | 小野 | 10:50 | 14.8 | 6.22 | 0.46 ~ 1.15 | 71.7 | - | - | - | - |
| | 東城寺 | 11:30 | 13.3 | 6.11 | >10 | 60.9 | -1.90 | 0.45 | 58.6 | - |
| | 小高 | 12:10 | 7.7 | 6.37 | >10 | 37.9 | -4.00 | 0.47 | 33.4 | - |
| | 永井 | 15:20 | 9.8 | 6.38 | >10 | 48.2 | -4.25 | 0.65 | 43.3 | - |
| | 本郷 | 14:55 | 7.9 | 6.30 | 4.6 | 42.7 | -3.70 | 0.66 | 38.3 | - |
| | 沢辺 | 14:25 | 14.6 | 6.01 | 4.6 | 38.8 | -2.49 | 0.43 | 35.9 | - |
| | 田宮 | 13:40 | 12 | 5.96 | >10 | 37.6 | -4.71 | 0.40 | 32.5 | - |
| H17.12.2 | 藤沢 | 9:12 | 12.2 | 6.69 | >10 | 18.6 | -0.69 | 0.40 | 17.5 | 2.7 |
| | 高岡 | 9:50 | 15.4 | 6.89 | >10 | 13.8 | - | - | - | - |
| | 田土部 | 10:10 | 12.3 | 6.48 | 4.6 ~ 10 | 10.0 | -2.90 | 0.76 | 6.3 | - |
| | 藤沢新田 | 10:40 | 15.4 | 7.93 | <0.23 | 5.9 | - | - | - | - |
| | 下坂田 | 13:40 | 15.6 | 8.05 | 0.23 ~ 0.46 | 6.4 | - | - | - | 150 |
| | 上坂田 | 11:20 | 9.8 | 7.52 | 0.23 | 25.4 | - | - | - | - |
| | 大畑 | 11:40 | 12.6 | 6.50 | 4.6 ~ 10 | 24.9 | - | - | - | - |
| H18.2.3 | 永井 | - | 11.4 | 6.23 | >10 | - | - | - | - | - |
| | 永井 | - | 6.3 | 6.05 | >10 | - | - | - | - | - |
| | 永井 | - | 6.0 | 6.41 | 4.6 ~ 10 | - | - | - | - | - |
| | 小高 | - | 9.9 | 6.62 | 0.46 ~ 1.15 | - | - | - | - | - |
| | 小高 | - | 8.3 | 6.29 | <4.6 | - | - | - | - | - |
| H18.3.17 | 田宮 | 9:46 | 14.1 | 6.24 | >10 | 34.0 | -4.49 | 0.47 | 29.04 | 6.05 |
| | 田宮 | 10:05 | 13.5 | 6.48 | >10 | 29.0 | - | - | - | 35 |
| | 本郷 | 10:50 | 12.3 | 6.66 | >10 | 29.0 | - | - | - | 5.4 |
| | 藤沢 | 10:30 | 13.9 | 6.84 | >10 | 30.0 | - | - | - | 30 |
| | 上坂田 | 9:13 | 10.0 | 6.23 | >10 | 46.0 | -2.42 | 0.74 | 42.84 | 5.65 |

持ち帰り分析項目

| 日時 | 大字名 | pH値 | 電気 伝導度 | アルカリ度 | 全窒素 | 硝酸性 窒素 | 亜硝酸性 窒素 | アンモニア性 窒素 | 塩化物 イオン | 硫酸 イオン |
|----------|------|-----|-----------|-------|------|-----------|------------|--------------|------------|-----------|
| | | | mS/m | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L |
| H17.12.1 | 大志戸 | 6.6 | 40.2 | 53.3 | 8.9 | 8.79 | <0.01 | 0.01 | 20.5 | 68.3 |
| | 小野 | 6.4 | 14.1 | 14.0 | 0.7 | 0.71 | <0.01 | 0.01 | 13.2 | 23.9 |
| | 東城寺 | 6.7 | 24.2 | 39.2 | 4.8 | 4.24 | <0.01 | <0.01 | 19.5 | 45.4 |
| | 小高 | 6.6 | 31.4 | 11.2 | 21.1 | 20.2 | <0.01 | 0.02 | 20.1 | 19.9 |
| | 永井 | 6.7 | 59.2 | 16.3 | 42.9 | 41.9 | <0.01 | <0.01 | 27.4 | 62.9 |
| | 本郷 | 6.5 | 29.6 | 40.3 | 8.0 | 7.83 | <0.01 | <0.01 | 22.6 | 8.4 |
| | 沢辺 | 6.1 | 21.4 | 12.3 | 7.2 | 6.91 | <0.01 | <0.01 | 12.9 | 32.8 |
| | 田宮 | 6.4 | 22.7 | 10.6 | 8.3 | 7.96 | <0.01 | 0.02 | 13.2 | 33.3 |
| H17.12.2 | 藤沢 | 7.7 | 38.5 | 51.3 | 12.7 | 12.5 | <0.01 | <0.01 | 19.3 | 52.3 |
| | 高岡 | 7.5 | 36.4 | 50.1 | 9.0 | 8.85 | <0.01 | 0.01 | 22.4 | 49.6 |
| | 田土部 | 7.3 | 25.6 | 25.4 | 7.4 | 7.19 | <0.01 | 0.01 | 19.9 | 26.6 |
| | 藤沢新田 | 8.1 | 24.1 | 111 | 0.7 | <0.01 | <0.01 | 0.58 | 5.9 | 2.2 |
| | 下坂田 | 8.2 | 20.9 | 85.3 | 0.4 | 0.23 | <0.01 | 0.10 | 7.7 | 5.8 |
| | 上坂田 | 7.9 | 22.0 | 77.4 | 0.1 | 0.08 | <0.01 | 0.02 | 10.5 | 14.3 |
| | 大畑 | 7.6 | 17.1 | 6.8 | 7.6 | 7.52 | <0.01 | 0.01 | 11.5 | 15.8 |
| H18.2.3 | 永井 | 7.0 | 58.8 | 16.1 | 44.6 | 42.6 | 0.02 | 0.01 | 27.2 | 66.2 |
| | 永井 | 6.3 | 60.5 | 32.3 | 29.4 | 28.7 | 0.02 | 0.02 | 57.3 | 56.8 |
| | 永井 | 6.1 | 21.2 | 7.5 | 6.6 | 6.50 | 0.02 | 0.01 | 16.0 | 38.6 |
| | 小高 | 6.8 | 20.2 | 85.5 | 0.1 | 0.06 | 0.02 | 0.01 | 8.0 | 3.3 |
| | 小高 | 6.6 | 30.6 | 29.1 | 5.3 | 5.11 | 0.01 | 0.01 | 23.7 | 58.1 |
| H18.3.17 | 田宮 | 6.2 | 24.4 | 19.6 | 13.6 | 13.9 | <0.01 | <0.01 | 23.5 | 14.3 |
| | 田宮 | 7.4 | 27.6 | 5.8 | 17.7 | 17.4 | <0.01 | <0.01 | 21.0 | 5.5 |
| | 本郷 | 6.5 | 41.0 | 43.1 | 15.7 | 15.8 | <0.01 | 0.01 | 37.9 | 31.2 |
| | 藤沢 | 7.6 | 30.0 | 59.5 | 6.8 | 7.04 | <0.01 | 0.03 | 17.6 | 32.6 |
| | 上坂田 | 6.4 | 34.2 | 17.9 | 18.0 | 17.9 | <0.01 | 0.01 | 27.9 | 24.9 |

| 日時 | 大字名 | 大腸菌 | 重碳酸 イオン | ナトリウム | カリウム | マグネシウム | カルシウム | 糞便性 大腸菌群数 | 窒素同位体 比 15N |
|----------|------|-----|------------|-------|------|--------|-------|--------------|----------------|
| | | | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L | mg/L | MPN/100mL | ‰ |
| H17.12.1 | 大志戸 | 陰性 | 65.0 | 16.4 | 3.5 | 21.6 | 13.8 | <1 | 7.23 |
| | 小野 | 陰性 | 17.0 | 14.8 | 0.9 | 1.4 | 8.7 | 1 | 5.14 |
| | 東城寺 | 陰性 | 47.8 | 22.2 | 0.7 | 7.2 | 12.7 | 8 | 10.8 |
| | 小高 | 陰性 | 13.6 | 18.9 | 12.9 | 9.9 | 13.8 | <1 | 6.86 |
| | 永井 | 陰性 | 19.9 | 10.3 | 1.2 | 24.5 | 54.5 | <1 | 8.39 |
| | 本郷 | 陰性 | 49.2 | 25.5 | 7.5 | 7.2 | 16.2 | <1 | 5.4 |
| | 沢辺 | 陰性 | 15.0 | 15.8 | 16.7 | 4.3 | 7.6 | <1 | 9.76 |
| | 田宮 | 陰性 | 12.9 | 11.1 | 20.4 | 4.6 | 9.9 | <1 | 8.16 |
| H17.12.2 | 藤沢 | 陰性 | 62.6 | 31.5 | 2.5 | 11.7 | 23.9 | <1 | 7.98 |
| | 高岡 | 陽性 | 61.1 | 16.4 | 2.3 | 13.8 | 30.6 | <1 | 5.59 |
| | 田土部 | 陰性 | 30.9 | 14.2 | 16.5 | 5.9 | 13.4 | <1 | 8.03 |
| | 藤沢新田 | 陰性 | 125 | 15.2 | 7.6 | 10.2 | 16.6 | <1 | - |
| | 下坂田 | 陰性 | 96.4 | 11.2 | 4.3 | 7.1 | 18.6 | <1 | 4.55 |
| | 上坂田 | 陰性 | 94.3 | 8.5 | 2.2 | 5.0 | 26.9 | <1 | - |
| | 大畑 | 陰性 | 8.3 | 8.8 | 19 | 4.4 | 3.8 | <1 | 9.05 |
| H18.2.3 | 永井 | 陰性 | 19.6 | 4.9 | 0.7 | 27.0 | 55.7 | <1 | 11.2 |
| | 永井 | 陰性 | 39.4 | 17.9 | 7.0 | 21.8 | 43.4 | <1 | 13.6 |
| | 永井 | 陰性 | 9.2 | 3.7 | 1.4 | 9.1 | 14.5 | <1 | 8.06 |
| | 小高 | 陰性 | 104.0 | 8.3 | 1.1 | 7.5 | 17.4 | <1 | - |

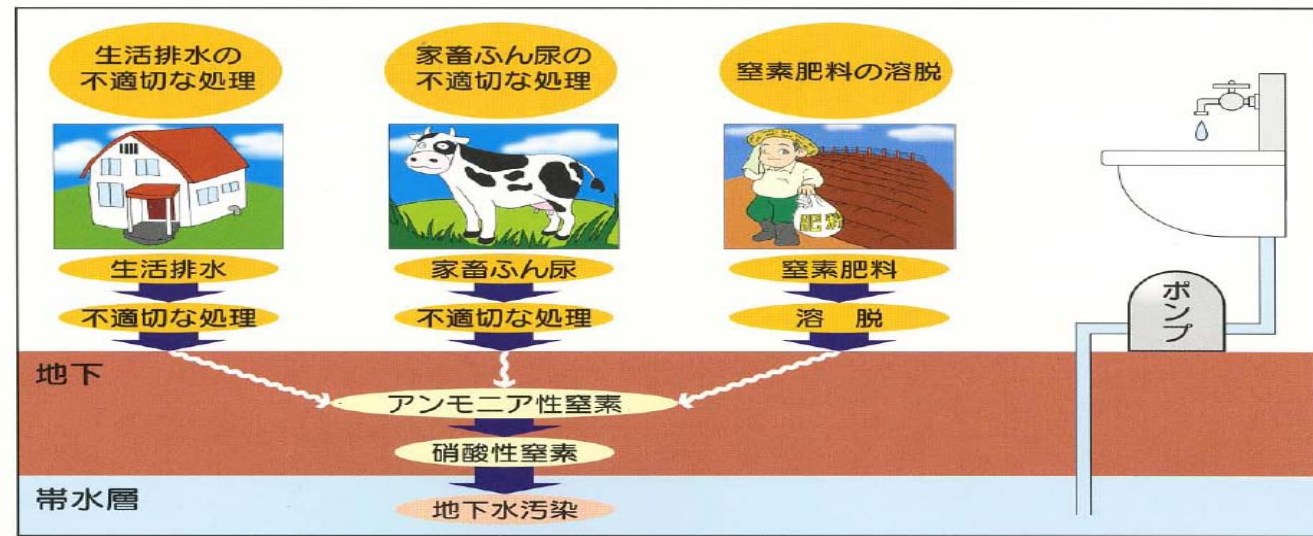
資料 - 2 住民通知パンフレット

ちかすい しょうさんせいちっそおせん
ご存じですか？ 地下水の硝酸性窒素汚染！！

これまでの様々な社会経済活動の結果として、人の健康に影響を及ぼす地下水汚染が全国各地で判明しています。このなかでも硝酸性窒素による地下水汚染事例は数多く存在し、硝酸性窒素が一定量以上含まれた水を摂取すると、乳幼児を中心に、血液中の酸素が欠乏して顔が紫色になり、呼吸困難に陥る病気を起こすことが知られています。地下水に含まれる硝酸性窒素は、煮沸しても除去されず、通常家庭用浄水器でも除去できません。このため、硝酸性窒素による汚染のおそれがある地域においては、地下水が汚染されていないかどうかを把握し、汚染が見つかった場合には対策を実施していく必要があります。

しょうさんせいちっそおせん
硝酸性窒素汚染の原因について

しょうさんせいちっそ
 硝酸性窒素の発生源は、自然要因によるものから人為的なものまで多岐にわたっていますが、これまでの全国の調査結果から、主に3つの汚染原因があります。



溶脱(ようだつ): 土壌に含まれる窒素成分が有機物と結びついて、土壌中の水分を通じて地下に浸透していく現象を溶脱(ようだつ)と呼びます。

硝酸性窒素による地下水汚染の模式図 (熊本県提供)

しょうさんせいちっそのうど
新治村における地下水の硝酸性窒素濃度について

しょうさんせいちっそのうど
 茨城県の調査では、新治村の地下水の硝酸性窒素濃度は下の表のとおりで、地区によっては水道水質基準(10mg/以下)を大幅に超過するところが見られています。

| | 調査した井戸 | 基準を超過した井戸 | 濃度の範囲 | 水道水質基準 |
|-------|--------|-----------|--------|---------|
| H12年度 | 2 | 1 | 1.7~73 | 10mg/以下 |
| H13年度 | 11 | 11 | 11~79 | |
| H14年度 | 3 | 2 | 1.0~76 | |
| H15年度 | 3 | 1 | 1.3~55 | |
| H16年度 | 2 | 1 | 0.5~78 | |

単位:mg/ (水質基準 10mg/とは、1リットル中に硝酸性窒素が10mg含まれることを示します)

しょうさんせいちっそたいさくじぎょう
硝酸性窒素対策事業を推進していきます

このような背景のもと、地下水汚染の改善や防止に取り組んでいる環境省では、新治村を対象として地下水の硝酸性窒素の状況や原因を調査し、有効な対策を行うためのプロジェクト「茨城県新治村における硝酸性窒素対策検討調査」を平成17年度から平成19年度までの3年間かけて行うこととなりました。調査の主な内容は次の3点です。

- 汚染範囲の把握
- 汚染原因の究明
- 対策の検討、対策計画の策定・実施

新治村役場では、茨城県と協力してこのプロジェクトに積極的に参加し、村民のみなさまの健康増進と環境保全に取り組んでまいります。また、このプロジェクトに連携して「硝酸性窒素総合対策事業」を立ち上げて、今後、地下水の硝酸性窒素対策を継続的に実施していきます。なお、この事業は土浦市との合併後も継続していく予定です。

今後、井戸の実態や土地利用状況などの調査を行うため、調査員が皆様のお宅をお邪魔する機会があるかと思いますが、本事業の主旨をご理解頂き、ご協力下さいますようお願い致します。

～ お問い合わせ ～

新治村役場 環境保険課 029-862-3511 (代表)
 茨城県生活環境部 環境対策課水環境室 029-301-2966 (直通)

資料 - 3 飲用指導パンフレット

～きれいな地下水を取り戻そう～

硝酸性窒素総合対策モデル事業

硝酸性窒素総合対策モデル事業とは

環境省は、茨城県・新治村とともに共同して地下水の硝酸性窒素および亜硝酸性窒素（以下、「硝酸性窒素」という。）の状況や原因を調査し、有効な対策を行うプロジェクト「硝酸性窒素総合対策モデル事業」を今年度から進めております。

新治村役場では、このプロジェクトに積極的に参加し、村民のみなさまの健康増進と環境保全に取り組んでまいります。また、このプロジェクトに連携して「硝酸性窒素総合対策事業」を立ち上げて、今後、地下水の硝酸性窒素対策を継続的に実施していきます。なお、この事業は土浦市との合併後も継続していく予定です。

81 新治村の地下水は？

新治村は、北部の筑波山麓地帯から扇状に中部の畑作地帯が続き、西部には、つくば市との境を流れる桜川沿いに肥沃な水田地帯が広がっています。この筑波山麓からの帯水層により新治村では地下水が豊富に使用されています。

しかしながら、最近、新治村において、地下水の硝酸性窒素の濃度が地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える高い井戸が見られるようになり、平成17年12月1～2日に実施した水質検査結果によると、新治村における大半の地区で基準値を超過したり、高い濃度が検出されたりしています。

| | 調査した井戸 | 基準を超過した井戸 | 濃度の範囲 | 水道水質基準 |
|-------|--------|-----------|--------------|---------|
| H17年度 | 15 | 3 | <0.01 ~ 42.0 | 10mg/以下 |

硝酸性窒素および亜硝酸性窒素とは？

硝酸性窒素^{注1)}および亜硝酸性窒素^{注2)}は、地球上のあらゆる場所の土壌や水、植物中に存在しています。しかし、無味、無臭、無色であるため、飲み水に含まれていても気が付くことはありません。また、水に溶けやすく、土壌に保持されにくいいため、地下水や河川水に溶け出しやすい性質を持っています。

注1) 硝酸性窒素とは、硝酸イオン（化学式： NO_3^- ）の窒素に注目した呼び方です。

注2) 亜硝酸性窒素とは、亜硝酸イオン（化学式： NO_2^- ）の窒素に注目した呼び方です。
どんな影響があるのでしょうか？

新生児や乳幼児が、ある程度高い濃度の硝酸性窒素を含む水を摂取すると、**メトヘモグロビン血症**^{注)}という酸素欠乏症を引き起こすことが知られています。成人への影響は比較的少ないと言われていますが、適切な治療をしなければ酸素欠乏により死に至る場合もあります。

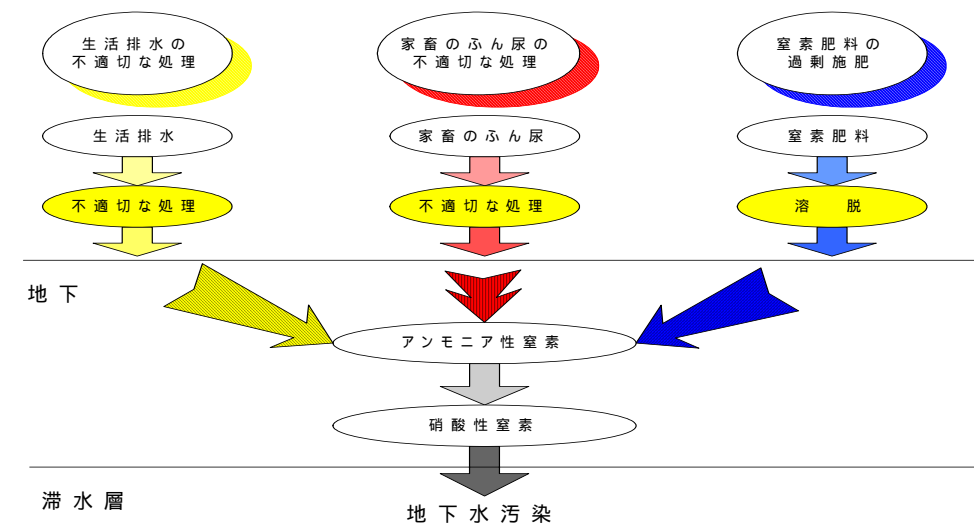
注) **メトヘモグロビン血症**：亜硝酸が血液中のヘモグロビン（酸素運搬能力を持つ）と結合して「メトヘモグロビン」となります。ヘモグロビンと違いメトヘモグロビンは酸素と結合できず、酸素を全身に運ぶことができません。血液中のヘモグロビン総量に対するメトヘモグロビンの割合が10%以上になると、酸素供給が不十分となり、酸素欠乏症を引き起こします。

どのくらいの濃度だったら大丈夫でしょうか？

水道法では、各家庭に供給される水道水の基準（水道水水質基準）として、「1リットル中の硝酸性窒素および亜硝酸性窒素を10mg以下」と定められています。

原因は何なのでしょう？

地下水中の硝酸性窒素の発生源は、自然要因によるものから人為的なものまで多岐にわたっているため、様々な汚染の原因と経路がありますが、主なものとして、次の図に示した3つの汚染原因が考えられています。



【硝酸性窒素による地下水汚染の模式図】

過剰な施肥や、家畜のふん尿の不適切な処理が行われていると、その周辺では硝酸性窒素の濃度が高くなる傾向にあります。新治村における汚染の原因は、「硝酸性窒素総合対策モデル事業」の中で解明していきます。

今、井戸水を使用していますが、どうすればいいですか？

水質検査を実施しましょう

安全な水であるかを確認するために「水質検査」を行ってください。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を含む一般項目の検査費用は5,450円（保健所持込の場合）です。一般の水質検査機関でも検査できます。

県では県内12箇所に設置した保健所で飲用水の水質検査について相談を受け付けています。詳しくは、最寄りの土浦保健所にご相談ください。

あなたの井戸から汚染が見つかったら

水質検査の結果、水道水質基準を超えていた場合は、直ちに井戸水の飲用や炊事での利用を中止してください。

水道に加入している方 ... 飲用や炊事には水道を使うようにしましょう

水道未加入の方 ... 市販のボトルウォーターなどを利用してください

飲用や炊事には水道水を使いましょう

地下水汚染は突然訪れます。

新治村水道課および土浦市水道部では、水道法にのっとり定期的に水質検査を実施、安全な飲料水を供給しています。この機会に水道への加入をお願いします。

新治村水道課および土浦市水道部では、新規加入の際に新規加入負担金をお願いしています（消費税込み）。また、使用量により水道料金が異なります。（平成18年度から土浦市の制度に統一されます。）

新規加入金の額

| 申込口径 | 新治村水道課 | 土浦市水道部 |
|---------|-----------|-----------|
| 13m / m | 105,000 円 | 40,000円 |
| 20m / m | 147,000 円 | 80,000円 |
| 25m / m | 210,000 円 | 140,000 円 |
| 30m / m | 357,000 円 | 210,000 円 |
| 40m / m | 525,000 円 | 380,000 円 |

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 50m / m | 892,500 円 | 600,000 円 |
|---------|-----------|-----------|

給水装置工事に関する工事費は、全額自己負担となります。

水道使用料金

| 新治村水道課 | 土浦市水道部 |
|--|--|
| 基本料金（毎月）10m ³ で 2,100 円 | 基本料金（毎月）10m ³ で 1,650 円 |
| 超過金：11m ³ 以上30m ³ まで 210 円 | 超過金：11m ³ 以上20m ³ まで 220 円 |
| 31m ³ 以上60m ³ まで 220.5 円 | 21m ³ 以上50m ³ まで 265 円 |

その他にメーター使用量（毎月：30～1,050円程度）が掛かります。

～ お問い合わせ ～

硝酸性窒素総合対策モデル事業全般について

・茨城県生活環境部環境対策課水環境室

・新治村役場環境保険課

電話番号 029-301-2966(直通)

電話番号 029-862-4618

井戸水等の水質検査について

茨城県土浦保健所

電話番号 029-821-5364

水道への加入について

新治村役場水道課

電話番号 029-862-4618

土浦市水道部

電話番号 029-821-6237

資料 - 4 区長説明会での依頼書

新治村区長 様

茨城県生活環境部
新治村環境保険課

硝酸性窒素総合対策モデル事業（環境省）へのご協力のお願い

1．硝酸性窒素総合対策モデル事業について

硝酸性窒素による地下水汚染の事例は、全国に多く存在しています。この硝酸性窒素が一定量以上含まれた水を摂取した場合、乳幼児を中心にメトヘモグロビン血症（血液中の酸素が欠乏して顔が紫色になり、呼吸困難に陥る病気）を引き起こすことが知られており、特に地下水を飲用に用いている地域では、重点的に対策を実施する必要があります。

このような背景のもと、環境省では、硝酸性窒素による地下水汚染が見られるモデル地域において、地域の実情に応じた最適かつ実行可能な対策を推進し、その成果を全国に普及させることを目的として、硝酸性窒素総合対策モデル事業を行っています。

事業の実施体制は3ページの図に示すように、茨城県と長野県が対象になっており、モデル地域の汚染解消を図るとともに、その成果を全国の汚染解消に役立てていきます。

2．新治村の地下水の硝酸性窒素

新治村の地下水の硝酸性窒素は、次の表に示すようになっており、地区によって幅がありますが、最も濃度の高いところでは、過去に73～79mg/Lを検出しています。これは水道水質基準（10mg/L）の約7～8倍であり、早急に対策を行うことが望まれます。

表 新治村の地下水の硝酸性窒素

| | 調査井戸 | 基準超過井戸 | 濃度の範囲 | 概要 |
|-------|------|--------|----------|---|
| H12年度 | 2 | 1 | 1.7～73 | 新治村で高濃度地区が存在することが明らかとなった（茨城県調査） |
| H13年度 | 11 | 11 | 11～79 | 上記の周辺を調査し、同じ地区の他の井戸も高濃度であることが明らかとなった（茨城県調査） |
| H14年度 | 3 | 2 | 1.0～76 | さらに周辺地区の調査を行い、新治村の中で濃度に幅があることが明らかとなった（茨城県調査） |
| H15年度 | 3 | 1 | 1.3～55 | |
| H16年度 | 2 | 1 | 0.5～78 | |
| H17年度 | 15 | 3 | <0.01～42 | 15箇所の大字全てを対象とし、他にも濃度の高い地区が存在することが明らかとなった（モデル事業） |

（水道水質基準は10mg/L）

3．モデル事業の概要

このモデル事業では、平成17年度から平成19年度までの3年間かけて、地下水の硝酸性窒素の状況や原因を調査し、有効な対策計画を策定します。また、ここで得られた成果を用いて、新治村の硝酸性窒素対策を継続的に実施していきます。なお、この事業は土浦市との合併後も継続していく予定です。モデル事業の主な内容は次の3点です。

汚染状況の把握

地下水調査（水質と水位）および土壌調査を実施し、新治村の地下水の汚染状況を把握します。

汚染原因の究明

地下水中の硝酸性窒素の発生源は、自然要因によるものから人為的なものまで多岐にわたっているため、様々な汚染の原因と経路がありますが、主なものとして、右の図に示した3つの汚染原因が考えられています。

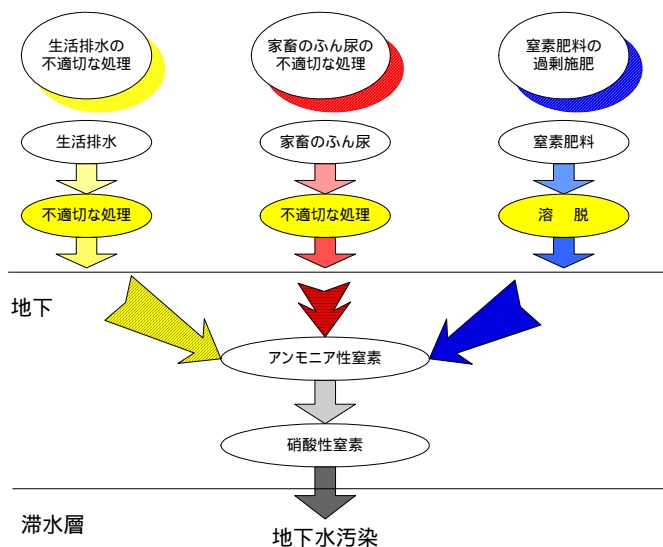


図 硝酸性窒素による地下水汚染の模式図

対策計画の策定・実施

新治村の地域特性を考慮の上、考えられる対策を挙げると次のようになります。地元のみならずみなさまのご協力を頂き、関係機関との連携を図りながら、これらの対策を進めていきます。

表 硝酸性窒素対策のメニュー

| | |
|----------|--|
| 施肥対策 | 減化学肥料の推進、土壌診断に基づく適正な施肥管理、堆きゅう肥の適正利用 |
| 家畜排せつ物対策 | 家畜排せつ物の適正処理、良質な堆きゅう肥づくり、堆きゅう肥の需給ルートの確立 |
| 飲用指導 | 井戸の水質検査と飲用指導、硝酸性窒素除去装置の導入 |
| モニタリング | 地下水水質モニタリングの継続実施 |
| 住民啓発 | 調査結果の住民への発信、環境教育の実施、パンフレット作成 |
| 体制づくり | 事業実施のための推進体制の確立 |

4. 今後のスケジュール

平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年間にわたって様々な調査や検討を行います。年度ごとに次のような対策プランを作成し、平成 20 年度以降、持続的に実施する具体的な行動計画を作成します。

| | |
|--------|--|
| H17 年度 | パイロット対策プランの作成 飲用指導などの緊急的対策、恒久的対策を検討するための試行的対策、H18 年度中に実施する対策の計画策定 |
| H18 年度 | パイロット対策プランの実施・中間評価・修正 |
| H19 年度 | アクションプランの作成 H20 年度以降に実施する持続的・中長期的な行動計画 |

モデル事業の実施に対して、住民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施体制

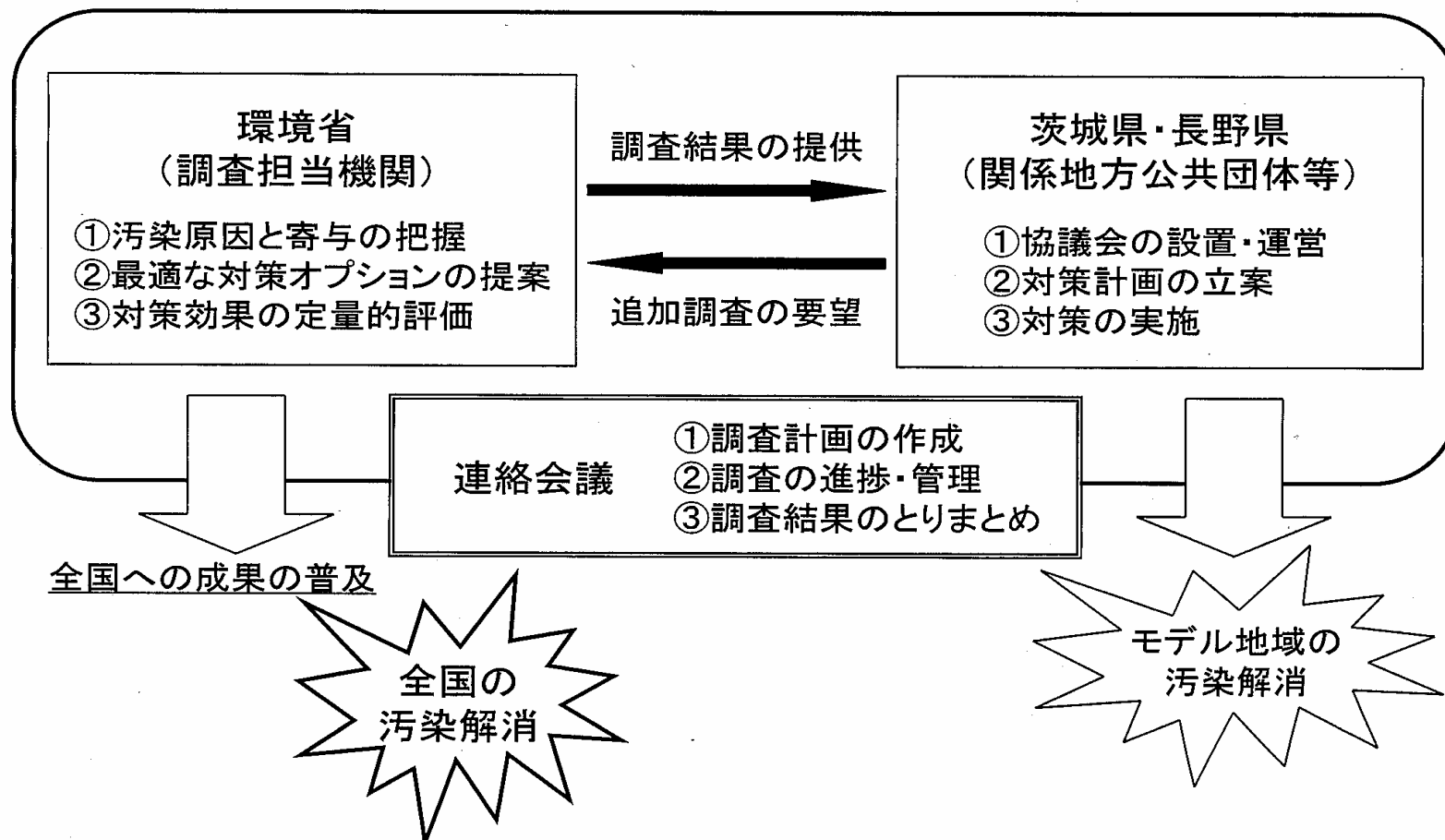


図 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施体制

資料 - 5 調査への協力依頼書

平成17年11月 日

新治村大字

様

新治村役場 環境保険課

硝酸性窒素総合対策モデル事業（環境省）における 地下水調査へのご協力をお願い

村民のみなさまが利用されている地下水は、水温が年間を通じて安定し、一般的には水質も良好とされています。しかしながら、様々な社会経済活動の結果として、人の健康に影響を及ぼす地下水汚染を引き起こしている地域もあります。

新治村の一部の地域では、地下水の硝酸性窒素濃度が全国的にみて比較的高いことが茨城県の調査で明らかとなっています。この硝酸性窒素濃度が高い水を大量に飲んだ場合、メトヘモグロビン血症を引き起こす可能性のあることが知られており、特に乳幼児のチアノーゼの原因の一つとされています。

このような背景のもと、地下水汚染の改善や防止に取り組んでいる環境省では、地下水の硝酸性窒素の状況や原因を調査し、有効な対策を行うためのプロジェクトを行うこととなり、新治村と茨城県は調査に参画することに致しました。役場としても積極的に協力し、村民のみなさまの健康増進と環境保全に取り組んでまいりたいと思います。

まずは村全体の濃度分布状況の把握を行うため、地区を代表して貴殿のお宅で使用されている地下水の水質と水位について調査をさせて頂きたいと思いますので、本プロジェクトの主旨にご理解を賜り、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、ここで知り得た情報は、調査の目的のみに使用するものであり、ご協力頂くみなさまの個人情報をおの目的に使用することは一切ございません。

1. 調査内容

地下水の水質調査

お宅の井戸水を 10～20 リットルほど採水し、地下水の硝酸性窒素の状況を解明するために必要な水質分析を行います。また、飲用に適しているかどうかの確認を併せて行います。調査結果は後日お知らせいたします。

地下水の水位調査

新治村の地下水の流れを解明するための基本的な情報として地下水の水位を測定します。

2. 調査実施日

第1回 平成17年12月1日(木)～2日(金)

第2回 平成18年2月3日(金)

第3回 平成18年3月17日(木)

3. その他

ご挨拶と調査には、役場と調査会社(環境省からの委託を受けた調査会社)の職員が伺います。

ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

新治村役場 環境保険課 萩原 電話 029-862-3511

調査会社 (株)日水コン 岡島, 榊原 電話 03-5323-6273